

2019年9月30日

各位

株式会社十六銀行

**住宅ローンにおけるLGBTへの取組みを開始  
～同性パートナーとの住宅ローン申込が可能に～**

株式会社十六銀行（頭取 村瀬幸雄）は、LGBTに対する社会的関心の高まりを受けて、住宅ローンにおける配偶者の定義に「同性パートナー」を追加します。これにより、同性パートナーとの収入合算やペアローンによる住宅ローン申込みが可能となります。

当行はこれからも、個人の人権が尊重され、多様性が認められる地域社会づくりに貢献してまいります。

対象商品	十六信用保証付住宅ローン
申込方法	住宅ローン申込書類に加え、自治体発行のパートナーシップ証明書などの公的証明書（または同性婚契約にかかる公正証書謄本）、同性パートナー相互間の任意後見契約の公正証書の謄本などが必要です。  ※必要な書類、お手続きについては、お近くの当行ローンサービスセンターへお問い合わせください。

お問い合わせ先：個人営業部個人ローン業務グループ TEL 058-266-2520

以上

【本件ご照会先：経営企画部ブランド戦略室 TEL 058-266-2512】